少子化対策の充実推進についての提言

子どもは社会の宝であり、活力の源であり、未来への希望である。

現在、わが国の少子化は、今この時に手を打たなければ回復困難な状況にまで進む恐れがあり、中国地方では、社会を支える生産年齢人口を中心に、2040 年までに、2010 年比約 20％もの人口が減少し、高齢化がさらに進むと推測されている。

こうした人口減少・少子高齢化は、人材不足による産業の衰退、市場規模の縮小、税・社会保障負担の増加による消費の縮みなどに繋がり、地域の経済活動を停滞させ、やがては地域社会の崩壊へと続く脅威となる。

このため、我々中国地方５県と経済団体は、強い危機感を持って立ち上がり、それぞれの役割を果たしながら、一体となって、若年人口の流出減・流入増に取り組むとともに、若者が地方で働き、結婚し、安心して子育てのできる環境を充実するなど、少子化対策にも一層注力していくことにより、豊かな地域社会を維持・構築していくこととした。

しかしながら、少子化という日本全体の危機的な課題を克服するには、地方だけでの取組では自ずと限界があり、国においても、総理をトップとする「まち・ひと・しごと創生本部」を中心に、強力に政策を推進していくことが必要不可欠である。

このため、中国地域発展推進会議は国に対し、次のことを提言する。

１ 地方で家庭を築く若者の増加に向けて

中国地方においては、大都市圏への人口流出が続いており、大学進学や就職を機に県外へ転出する若者も多い。その後、大学卒業と同時に県内へ戻ろうとしても希望の仕事がなく、そのまま県外に留まる者も多い。

このような状況を打破するためには、新たな産業の創出も含め地域産業の活性化を図ることで雇用の場を拡大していくことが第一であり、次のことを国策として積極的に推進すること。

（１）地方の大学等高等教育機関の充実

若者が地方でも充実した高等教育を受けられる環境を整備し、地域産業の担い手となる高度人材を確保するとともに、教育・研究成果を地域に還元することにより地域産業の活性化につながるよう、地域の「知の拠点」である地方の大学等への支援を拡充し、その機能強化を図ること。

また、工学系、農学系など地方に研究資源が豊富にある分野での大都市圏の大学キャンパスの移転や新しい研究施設や研修施設の地方配置、大都市での大学新設の抑制などにより大学等の地方分散を促進すること。

（２）大都市圏から地方への企業等の誘導政策の推進

若者が子どもを生み育てやすい環境にある地方に留まり、あるいは移り住んで働くことのできるよう、企業の地方への移転時の支援のみならずさらなる優遇策を検討するなど、大都市圏に集中する企業の地方への分散や地方での事業活動の拡大を強力に推進すること。

また、試験研究機関や研修機関など、政府機関等の地方移転にあたっては、地方からの移転要望に対し真摯に対応すること。

（３）「ふるさと」や「田舎」への移住・定住の促進

地方への移住・定住を促進するため、移住者に対する住まい等への助成や地方が設置する移住相談窓口の充実が図られるようにするなど地方が取り組む施策への支援を強力に推進すること。

また、大都市から地方への移住希望者層の拡大を図るため、地方移住に関するキャンペーンの実施など地方移住に関する全国的な機運醸成を図ること。

２ 未婚化・晩婚化の解消、出生率の向上に向けて

平成 25 年の中国地方５県の合計特殊出生率は、1.49 から 1.65 の範囲にあり全国平均の 1.43 に比べ高い水準にあるが、人口置換水準である 2.07 との差は歴然としている。その原因としては、全国同様、未婚化・晩婚化が進んでいることや、子育てに係る経済的な負担感、仕事と子育てとの両立への不安感などから希望する子どもの数を持てないことがある。

中国地方としても、若者の出会いの支援や仕事と子育ての両立支援などに一層強力に取り組んでいくが、国においては、次のことを国策として積極的に推進すること。

（１）若者が出会い・結婚し・出産できる社会づくり

結婚や家庭の良さを啓発するポジティブキャンペーンの展開や、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発により、若者がそれぞれのライフプランを描き、希望どおり結婚、妊娠、出産ができるよう応援する社会風土をより一層醸成すること。

（２）子育て家庭等の経済的負担の軽減

子どもは国の未来を担う存在であり、出生率を高め、社会全体で子育て家庭を支えていくという認識に立ち、小児医療費や多子世帯の保育料や教育費等の軽減、不妊治療支援を拡充するなど、国の責任において、子育て家庭等の経済的負担のさらなる軽減を進めること。

（３）女性の活躍促進、仕事と育児の両立に向けた社会環境の整備について

男女が共に仕事と子育ての両立に係る制度を利用しやすい職場風土の醸成に向けたキャンペーンの展開や、育児休業代替職員確保に関する支援など、女性が安心して働き続けられる環境を整えること。

また、税制面などのインセンティブにより、女性の活躍や男性の家事・育児参画の促進に向けた取組を行う企業の支援の充実を図ること。

（４）少子化対策推進のための財源の確保について

若者が将来への希望を持って、安心して子どもを生み育てることが出来る地域社会の実現に向けて、国や自治体などが民間企業や団体等と連携しながら、抜本的な少子化対策に取り組むことが必要である。

ついては、ヨーロッパ諸国に比べ低い水準にあるわが国の家族関係社会支出（家族手当、出産・育児給付など）の対ＧＤＰ比を高めることも含め、必要な財源の安定的確保を図ること。

さらに、まち・ひと・しごと創生総合戦略において「2016 年度からの本格実施に向けて検討し、成案を得る」とされた交付金について、地方が、その地域の実情に応じた少子化対策を継続して推し進めることができるよう、恒久的な制度とすること。

平成２７年１月

中国地域発展推進会議